

No.1 助燃剤投入コンベアチェーン購入（大崎広域東部クリーンセンター）
仕様書

1 総則

本仕様書は、大崎地域広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が、No.1 助燃剤投入コンベアチェーン購入（大崎広域東部クリーンセンター）について定めるものであり、納入者（以下「受注者」という。）は、契約書に定めるほか、本仕様書に従いこれを履行しなければならない。

2 納入期日

令和7年12月19日まで

※ただし、納入日等の詳細については、発注者と受注者で協議する。

3 購入品名及び数量

品名 仕様	数量・単位
エステック（株）製 コンベア用チェーン 型式：SDM-Z型 No.302 SUS304 1.3m	16巻

4 納入場所

大崎地域広域行政事務組合 大崎広域東部クリーンセンター
宮城県遠田郡涌谷町字関谷沖名291番地1

5 支払方法

納入完了後一括支払

6 業務方針

（1）納入品は全て新品とする。

（2）本業務については、原則として変更は認めない。ただし発注者との協議により変更する場合はこの限りではない。

7 提出図書等

受注者は納入完了後、速やかに下記の提出図書等を発注者に提出し、発注者担当者の立会いのもとに物品納入検査を実施し合格をもって完了とする。

（1）給付完了通知書 1部

（2）納品書 1部

- (3) 写真帳 (カラー) 1 部
- (4) その他指示する図書 指示する部数

8 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に「大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱」(平成24年10月1日施行。以下「排除要綱」という。)の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 発注者から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。